平成２１年（フ）第４８４０号
大阪市東住吉区杭全６丁目６番２―406号
債務者　徳重　　悟
1　決定年月日時　平成21年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８２６８号
大阪市平野区喜連４丁目10番１―617号
債務者　浅井あすか
1　決定年月日時　平成21年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８４５８号
大阪府東大阪市玉串町東３丁目２番28号
債務者　和田　幹博
1　決定年月日時　平成21年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８８６４号
大阪市平野区加美北１丁目20番18号　ルミエル305号
債務者　松岡美善こと　康　　美善
1　決定年月日時　平成21年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９００８号
大阪府豊中市庄内西町２丁目９番６号
債務者　井関　一憲
1　決定年月日時　平成21年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９３３４号
大阪府高槻市日向町20番10号
債務者　大木　友史
1　決定年月日時　平成21年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９３８５号
大阪府豊中市北緑丘２丁目１番13―706号
債務者　新免　俊子
1　決定年月日時　平成21年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９５０５号
大阪府寝屋川市高柳２丁目38番５―303号
債務者　徳田　　優
1　決定年月日時　平成21年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９６８２号
大阪府門真市月出町６番６―406号
債務者　栄　　智子
1　決定年月日時　平成21年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９６９１号
大阪市淀川区新北野１丁目３番４―712号
債務者　齊藤　　治
1　決定年月日時　平成21年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９８６４号
大阪府枚方市伊加賀寿町16番25―22号
債務者　足立　広樹
1　決定年月日時　平成21年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９９０２号
大阪市東成区神路４丁目12番27号　ハイム新深江603号
債務者　八木　尚子
1　決定年月日時　平成21年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９９６１号
大阪府東大阪市菱屋西６丁目９番41号
債務者　大石　孝代
1　決定年月日時　平成21年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１００３４号
大阪府寝屋川市香里南之町21番20―601号
債務者　原　智恵子
1　決定年月日時　平成21年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１００４５号
大阪市港区弁天５丁目11番６号　エスポアール・ベンテ201号
債務者　伊勢間美穂子
1　決定年月日時　平成21年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１００４８号
大阪府高槻市弥生が丘町41番23号
債務者　白井　一季
1　決定年月日時　平成21年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１００５４号
大阪市平野区平野西５丁目４番４号　オーケーマンション602
債務者　北川　洋子
1　決定年月日時　平成21年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１００８９号
大阪市東淀川区豊里５丁目16番７―503号
債務者　西原　容子
1　決定年月日時　平成21年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部